

太田市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月4日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第13号

太田市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則の一部を改正する規則

太田市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則（平成25年太田市規則37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。